

第1章 河川整備計画の基本的な考え方

第1節 計画の主旨

「小矢部川水系河川整備計画（国管理区間）」（以下、本計画）は、河川法の三つの目的

- 1)洪水等による災害の発生の防止
- 2)河川の適正利用と流水の正常な機能の維持
- 3)河川環境の整備と保全

が総合的に達成できるよう、河川法第16条に基づき平成20年1月に策定された「小矢部川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第16条の二に基づき、当面実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画です。

本計画に基づき、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川の整備を図ります。

また、小矢部川水系が有している自然環境や河川景観を保全・継承するとともに、地域の個性と活力、川の歴史や文化が実感できる川づくりを目指し、関係機関や地域住民と共通の認識を持って、連携を強化しながら治水、利水、環境に係る施策を総合的に展開していきます。

第1章 河川整備計画の基本的な考え方

第2節 計画の対象区間

本計画の計画対象区間は、国土交通大臣が管理する以下の区間とします。

表 1.1 計画対象区間

河川名	区間		延長(km)
	上流端	下流端	
小矢部川	左岸：富山県小矢部市鴨島186番の1地先 右岸：富山県南砺市本江116番地先	海に至るまで	35.4
渋江川	左岸：富山県小矢部市蓮沼245番の3地先 右岸：富山県小矢部市矢水町94番の1地先	小矢部川合流点	2.0



図 1.1 計画対象区間

第3節 計画の対象期間

本計画の計画対象期間は、概ね30年間とします。なお、本計画は現時点の社会経済状況、河川環境の状況、河道の状況等を前提としているものであり、これらの状況の変化、新たな知見の蓄積、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。